

平成 22 年 11 月 12 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号
株式会社インフォメーションクリエイティブ
代表取締役社長 山 田 亨
(J A S D A Q ・ コード : 4 7 6 9)
問合せ先
常務取締役管理本部長 須賀 明宏
TEL 03-5753-1211

定款の一部変更及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、平成22年11月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を平成22年12月17日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」により、監査役会及び会計監査人の設置が求められたことに伴い、監査役会及び会計監査人を設置してこれに対応する所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年12月17日
定款変更の効力発生日	平成22年12月17日

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>第5章 監査役 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> <u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第30条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第33条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 <u>(会計監査人)</u></p> <p><u>第34条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計算</p> <p>第<u>31</u>条) (省略)</p> <p>第<u>34</u>条</p>	<p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第<u>36</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計算</p> <p>第<u>37</u>条) (現行どおり)</p> <p>第<u>40</u>条</p>

2. 会計監査人選任の件

(1) 会計監査人の選任の理由

当社が、株式を上場しております、株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」従い、上場会社については、会計監査人の設置が義務付けられることとなりました。これを機に会計監査人体制の一層の充実・強化を図るため、会計監査人を選任するものであります。

なお、本件は、上記「定款の一部変更の件」第33回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 会計監査人候補（平成22年9月30日現在）

名 称	新日本有限責任監査法人		
本部・東京事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号日比谷国際ビル		
沿革	昭和60年10月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる	
	昭和61年1月	センチュリー監査法人設立	
	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる	
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更	
	平成20年7月	新日本有限責任監査法人となる	
概要	構 成 人 員	公認会計士	2,954名
		公認会計士試験合格者等	1,803名
		その他	1,522名
		合計	6,279名
	被 監 査 会 社 数		4,133社
	資 本 金		817百万円

(注) 新日本有限責任監査法人は、現在、当社の金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を行っております。

(3) 就任予定年月日

平成22年12月17日（第33回定時株主総会予定日）

以上